

その他の論点について

(1) 小型低速車の名称・愛称について

- 法制上の名称は道路交通法との整合をとることとする。
- 愛称については、小型低速車に係る新制度の周知徹底や適正利用の促進の観点から、関係者との協議により、今後、検討する。

(2) 小型低速車のバスへの持ち込みについて

- 路線バスへの物品の持ち込みについては、輸送の安全及び旅客の利便の観点から、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）（以下、「運輸規則」という。）や一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）（以下、「標準運送約款」という。）において制限されている。
- 小型低速車については、主に以下の規定が関係しており、これらを満たすものに関しては、路線バスへの持ち込みは可能である。

【運輸規則】 感電及び火災のおそれのないように保護された電池 等

【標準運送約款】（無料）①総重量10kg以内、②総容積0.027m³以内、③長さ1m以内

（有料）①重量30kg以内、②容積0.25m³以内、③長さ2m以内 等

- なお、標準運送約款は国土交通省で定める標準的な運送約款であり、地域・路線・車両等により状況が異なるため、標準運送約款を参考としつつ、事業者毎に運送約款を定めることとしている。

(参考) 運輸規則及び標準運送約款(抜粋)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)(沙)

(物品の持込制限)

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一～十一 (略)

十二 電池(乾電池を除く。)

十二～十六 (略)

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示(令和2年国土交通省告示第1406号)(沙)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第44号)第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 電池であって、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの

十 (略)

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和62年運輸省告示第49号)(沙)

第43条(無料手回品)

旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

(1) 総重量 10キログラム

(2) 総容積 0.027立方メートル(0.3メートル立方)

(3) 長さ 1メートル

第44条(有料手回品)

旅客は、その携行する手回品(前条の規定により無料で車内に持ち込むことができる手回品を除く。)で次の各号に該当するものを手回品料金を支払って車内に持ち込むことができます。ただし、当社は、他の旅客の迷惑となるおそれのある手回品の持込みを拒絶することがあります。

(1) 重量 30キログラム以内の物品

(2) 容積 0.25立方メートル以内の物品

(3) 長さ 2メートル以内の物品